

ホームトレード信用取引口座取扱規定

第1条(規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまが東洋証券株式会社（以下「当社」といいます）に設定申込されたホームトレード取引口座で行われるインターネットを利用した取引およびそれに付随する業務の取扱いのうち、特に信用取引に関する取決めです。
- (2) お客さまは、信用取引を利用するにあたって、この規定によるほか、関係法令諸規則、当社各規定等を遵守するものとします。

第2条(信用取引口座開設の申込み)

- (1) お客さまは、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。
 - ① お客さまが満年齢で20歳以上76歳未満であること。
 - ② すでに当社の「東洋証券ホームトレード取扱規程」に基づく取引口座を開設していること。
 - ③ 信用取引の節度ある利用が行えること。
 - ④ 信用取引口座開設後の取引開始基準として、最初の新規取引の際に、あらかじめ当社の定める一定額以上の現金または有価証券の差し入れが必要という条件を承諾していること。
 - ⑤ お申込みの段階で金融資産が200万円以上あること。
 - ⑥ 信用取引のご経験、または、1年以上の株式投資のご経験があり、かつ、信用取引に関する知識があること。
 - ⑦ 信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、「信用取引口座設定約諾書」及び「ホームトレード信用取引に関する説明書」の内容を承諾していること。また、包括再担保契約に同意していること。
 - ⑧ インターネットを利用できる環境にあること。
 - ⑨ 電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうること。
- (2) 「信用取引口座設定約諾書」「ホームトレード信用取引に関する覚書」の内容についてご確認、ご承諾いただいた上で、電磁的な方法により当社へ差し入れてください。
- (3) 当社が、前項の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査し、当社がこれを承認した場合に限り、お客さまは信用取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、信用取引口座が開設できない場合であっても、当社はお客さまにその理由を開示しないものとします。

第3条(取引の種類)

お客さまが信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第4条(信用取引による取扱数量・金額)

お客さまが信用取引により有価証券の買付又は売却の取引注文を行える数量・金額は、当社が定めるものとします。

第5条(対象銘柄)

- (1) お客さまが信用取引を行える銘柄は、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所およびJASDAQおよびマザーズ銘柄で制度信用銘柄として指定されたもののうち、当社が定めるものとします。
- (2) 前項の規定に関わらず、金融商品取引所、日本証券業協会及び証券金融会社等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

第6条(建玉の制限)

- (1) 信用取引による同一銘柄の建玉上限金額は以下のとおりとします。

市場	上限金額
東証一部・大証一部・名証一部	1億円以内
東証二部・大証二部・名証二部	5千万円以内
東証マザーズ・JASDAQ	3千万円以内

同一の銘柄を複数の市場で建玉する場合、各市場の限度額が適用され、且つ、一銘柄の建玉限度額は上限金額が最も大きい市場の額とします。

- (2) 信用取引による全ての銘柄の建玉合計は5億円以内とします。

第7条(委託保証金)

- (1) 委託保証金は、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。
- (2) 前項の委託保証金は、当社が指定する有価証券（以下「保証金代用証券」といいます）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。
- (3) 保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が定めるものとします。

第8条(保証金代用証券の取扱い)

- (1) 当社でお預かりする有価証券はすべて保証金代用証券として差し入れるものとします。ただし、当社が代用不適格と認めた有価証券についてはその限りではありません。
- (2) お客様は当社に差し入れた保証金代用証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため証券金融会社等に再担保として提供することをあらかじめ承諾するものとします。

第9条(お預り金及び委託保証金の取扱数量・金額)

お客様がお預り金及び委託保証金により有価証券の買付又は売却の取引注文を行える数量・金額は、当社が定めるものとします。

第10条(委託保証金率・最低維持率)

- (1) 委託保証金率は当社が定めるものとします。
- (2) 委託保証金維持率の計算は当社の定める方法によります。委託保証金の維持率が当社の定める委託保証金率を下回っている場合、保証金の引き出し、新規の買建-売建はできないものとします。
- (3) 委託保証金の最低維持率および最低金額は当社が定めるものとします。委託保証金が当社の定める最低維持率または当社の定める最低金額を下回った場合、お客様は翌々営業日の15時までに、当社の定める委託保証金の維持率、または金額を維持するために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず差し入れるものとします。またこの場合、当社はお客様からの取引注文を任意で取消することができるものとします。
- (4) 委託保証金が法定維持率の20%を下回った場合、または保証金の額が30万円を下回った場合は、お客様は下回った日の翌営業日の15時までに、当社の定める保証金維持率、または必要な額の追加保証金を、当社からの

請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。なお、この場合、当社はお客さまの取引注文を、任意で取消を行なうことができるものとします。

- (5) お客さまが第3項又は第4項の所定の日時までに追加保証金を差し入れない場合、当社はお客さまに通知することなく、お客さまの口座における全信用建玉を当社の任意でお客さまの計算により反対売買することができ、その際損失が発生し、かつ不足分が発生した場合には、お客さまの保証金代用証券をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- (6) 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客さまは当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。
- (7) 未約定の取引注文が全数約定することにより、お客さまが追加保証金の差し入れを必要とすると当社が判断した場合、当社はお客さまの取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。
- (8) 保証金代用証券の銘柄と建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる場合、お客さまは当社の請求に応じ追加保証金を差し入れるものとします。また、この場合、当社はお客さまの取引注文を制限することができるものとします。
- (9) 委託保証金率、最低維持率及び最低金額は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

第11条(返済期日)

- (1) お客さまが信用取引を行う場合、建玉については必ず所定の返済期日の前営業日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。
- (2) 建玉の銘柄が、上場廃止・合併・株式交換・株式移転・株式併合（単元変更なし）の措置がとられた場合、前項の返済期日は、当社が定める期日に変更できるものとします。また、この場合お客さまは、当社の指定する日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。
- (3) 前項又は前々項にかかわらず、お客さまが所定の期日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行わなかった場合は、当社は返済期日当日又は当社が任意で定める日に、お客さまに通知することなく、当社の任意でお客さまの計算において当該建玉を反対売買又は現引若しくは現渡が行えるものとします。
- (4) 前項の反対売買又は現引若しくは現渡を行った結果、損失が発生した場合には、お客さまは当社に対して速やかにその額に相当する金銭を入金するものとします。
- (5) お客さまが前項の金銭を入金しない場合、当社はお客さまの保証金代用証券をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

第12条(債務不履行)

- (1) お客さまが所定の時限を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客さまの保証金代用証券及びお取引口座の有価証券をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。またこの場合、当社はお客さまの取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。
- (2) お客さまが債務を履行しない場合、当社は日本証券業協会又は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第13条(信用取引事務管理費)

当社は建玉に対して、当社所定の信用取引事務管理費を徴収いたします。
(ホームトレード無料)

第14条(信用取引権利処理手数料)

当社は建玉に対して、当社所定の信用取引権利処理手数料を徴収いたします。

第15条(信用取引金利および貸借取引貸株料)

信用取引に関する金利および貸借取引貸株料は、当社が定めるものとします。

第16条(MRF口座の解約)

お客さまから信用取引口座開設の申込みがあった場合で当社が当該口座の開設を承諾したときは、当社はお客さまから「日興MRF自動スweep取引規定」に基づく一切のサービス（以下「MRF取引」といいます）の解約及びお客さまが保有する日興MRFの解約の申込みがあったものとして取扱いします。また、信用取引口座が開設されている場合、お客さまはMRF取引を利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

第17条(申込事項等の変更)

お客さまは、東洋証券の口座開設申込書の記載事項等に変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

第18条(信用取引利用の禁止・解除)

- (1) お客さまが、関係法令諸規則、当社各規定、本規定、「信用取引口座設定約諾書」又は「信用取引の契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客さまの信用取引の利用禁止又は信用取引口座を解除することができるものとします。
- (2) 次の各号いずれかに該当する場合、信用取引口座は解除されます。この場合、第16条のMRF取引は再開の申込みがあったものとして取扱うこととします。
 - ①お客さまが当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ信用取引口座の解約を申し出た場合。ただし、お客さまの信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。
 - ②お客さまが、すべての建玉を反対売買又は現引若しくは現渡されてから新たに信用取引を行わないまま、若しくは、信用取引口座を開設されてから信用取引を行わないまま6か月を経過した場合。
 - ③信用取引口座をご利用のお客さまが満80歳の誕生日を迎えられた場合、その後の新規建玉はご遠慮いただきます。
- (3) 前項の解除手続きのために、当社はお客さまの取引注文を任意で取消を行うこと、また、一時的にお客さまの取引を制限することができるものとします。

第19条(規定の変更)

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示・命令、若しくはその他必要が生じたときは、変更されることがあります。

以上

(2013年5月27日改訂)